

01204

北海道

旭川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,500 (コールセンター業等の場合は、投資を要しない。)	5 (コールセンター業等の場合、中心市街地では10、それ以外の立地は20) (特定業務施設(本社機能)の場合、3)	課税免除	固定資産税 都市計画税	3年間 (環境配慮型施設整備の場合 は5年間)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
旭川市工業等振興促進条例	S60.4	・工場	○工場等設置助成金
	H20.9	・事業所(通信業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、	事業所税相当額 (3年間)
	全部改正	業、インターネット附随サービス業、	
	H23.4	コールセンター業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業)	○雇用助成金
	一部改正		雇用者1人当たり30万円 (3年間、1年当たり上限3,000万円)
	H25.4	・試験研究施設	
	一部改正	・特定業務施設(本社機能)	○土地取得助成金
H29.9	○投資額2,500万円以上	土地取得費の25/100 (上限1億円、工業専用地域及び動物園通り産業団地のみ)	
一部改正	(コールセンター業等の場合は、投資を要しない。)		
	○雇用者数5人以上	○工場等改修費助成金	
	(コールセンター業等の場合、中心市街地では10人以上、それ以外の立地は20人以上)	1,000万円以上の工事費の50/100を助成(上限2,000万円、賃借物件に限る。)	
	(特定業務施設(本社機能)の場合、3人以上)	※土地取得助成金と工場等改修助成金はいずれかの選択制	
		○操業前研修助成金	
		上限500万円までを助成(1人当たり20万円まで、コールセンター業等に限る。)	
		○環境配慮型施設整備助成金	
		5,000万円以上の施設整備費の50/100を助成(上限5,000万円)	

			<p>○操業助成金</p> <p>上下水道料, 通信回線使用料, ビル賃借料, 電気料金の中から1つを選択し, 年間使用料の 50/100 を3年間助成(上限年間 500 万円)</p>
		旭川市工業等振興促進条例に該当する企業	<p>○企業立地促進資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付限度額 ※運転・設備の併用可          運転資金・設備資金合わせて1億4,000万円</li> <li>・貸付期間 運転資金 10年以内、設備資金 15年以内(機械設備のみの場合は10年以内)</li> <li>・貸付利率 ※R5.4.1 現在          貸付期間により異なる。            5年以内 年1.5%            10年以内 年1.8%            15年以内 年2.0%</li> <li>・利子補給制度有り          当初3年間の支払済み利子を全額補給。</li> </ul>
		旭川市工業等振興促進条例に該当する企業(工場等の新設に限る。)	<p>○旭川市企業立地促進利子補給制度</p> <p>工場等の新設に伴う事業資金を、(株)日本政策金融公庫から借り入れた場合に、当初3年間の支払済み利子を全額補給。</p>

01212

北海道

留萌市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
工場・旅館業・情報通信技術利用事業の用に供する施設 新增設 2,000	—	課税免除	固定資産税 (都市計画税は含まない)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
留萌市企業進出応援基本条例	R3.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業自らの創意工夫と自主的な努力を尊重すること。</li> <li>・市の地域性や産業構想の特性に配慮すること。</li> <li>・経済活動における国際化の進展その他の経済的社会的環境の変化に対応すること。</li> </ul>	企業進出の促進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずる。

01220

北海道

士別市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業・農林水産物等販売業・旅館・情報サービス業等 設備取得等 500万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
士別市企業立地促進条例	H17.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業</li> <li>・高度物流関連事業</li> <li>・データセンター事業</li> <li>・ソフトウェア事業</li> <li>・情報処理・提供サービス業</li> <li>・コールセンター業</li> <li>・試験研究施設</li> <li>・自然科学研究所</li> <li>・植物工場</li> <li>・鉱業所</li> <li>・市勢の発展に大きく寄与するとして市長が特に認めるもの</li> </ul>	<p>(1)事業所設置補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○投資額 2,000万円超</li> <li>○雇用増 3人以上</li> </ul> <p>【新設】 投資額に対する補助率 15/100 の額 ※北海道企業立地促進条例に該当の場合は 12/100 の額(補助限度額 4,000万円)</p> <p>【増設】 投資額に対する補助率 10/100 の額 ※北海道企業立地促進条例に該当の場合は 8/100 の額(補助限度額 2,500万円) ※増設については、1回限りの補助</p> <p>(2)建設用地取得補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○投資額 2,000万円超</li> <li>○雇用増 3人以上</li> </ul> <p>【新設】 投資額に対する補助率 15/100 の額 (補助限度額 1,000万円)</p> <p>【増設】 投資額に対する補助率 10/100 の額 (補助限度額 700万円)</p> <p>(3)雇用奨励補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○投資額 2,000万円超</li> <li>○雇用増 3人以上</li> </ul> <p>新たに雇用した者の数に 30万円を乗じた額</p> <p>(4)遊休財産活用補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○投資額・新規常用雇用者の条件なし</li> </ul> <p>特定遊休財産に選定した建物、土地の無償譲渡・無償貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)無償貸付(3年を限度とし最長5年)</li> <li>(2)無償譲渡</li> </ul>

01221

北海道

名寄市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<対象業種> 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業(下宿を除く) <対象要件> 本市経済の発展に寄与し、かつ、環境保全のための適切な措置が講ぜられているものを新設し、移転し、または増設するものであって、市長が指定したもの		課税免除	固定資産税(機械、装置、建物、土地)	3年間
<対象業種> 地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って行う事業 <対象要件> 本市経済の発展に寄与し、かつ、環境保全のための適切な措置が講ぜられているものを新設し、移転し、または増設するものであって、市長が指定したもの		課税免除	固定資産税(家屋、構築物、土地)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象業種	対象要件	内容
名寄市企業立地促進条例	S62.12 H8.4 改正 H15.3 改正 H18.3 改正 H19.3 改正 H26.6 改正 H30.2 改正 R4.4 改正	(1)水産養殖業 (2)総合工事業 (3)職別工事業(設備工事業を除く。) (4)設備工事業 (5)食料品製造業 (6)飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く。) (7)繊維工業 (8)木材・木製品製造業(家具を除く。)	○事業所設置助成 ①新設、移転又は増設のための投資額が2,500万円以上 ②新設、移転又は増設のための投資額が2,500万円以上のもので、かつ、当該工場等 の新設、移転又は増設に伴い増加する常時雇用者の数が5人以上のもの	<①の場合> 補助率 投資額の30/100 限度額 2,000万円 <②の場合> 補助率 投資額の30/100 限度額 5,000万円

		(9)家具・装飾品製造業		
		(10)パルプ・紙・紙加工 品製造業	○用地取得助成	<①の場合> 補助率 用地取得費の30/100 限度額 2,000万円
		(11)印刷・同関連業	①新設、移転又は増設 のための投資額が 2,500万円以上のもの	
		(12)化学工業	②新設、移転又は増設 のための投資額が 2,500万円以上のもの	<②の場合> 補助率 用地取得費の30/100 限度額 4,000万円
		(13)石油製品・石炭製品 製造業	で、かつ、当該工場等 の新設、移転又は増設 に伴い増加する常時雇 用者の数が5人以上の もの	
(14)プラスチック製品製 造業	○事業所賃貸料助成	補助率 賃貸料の50/100 限度額 500万円/年(2年間) ただし、事業所設置助成・用地取得 助成の措置の対象となる場合は、そ の限度額の範囲までとする		
(15)ゴム製品製造業	事業所に在住する常時 雇用者数が5人以上 で、事業所の面積が80 平方メートル以上	○環境施設整備助成	補助率 事業費の30/100 限度額 100万円	
(16)なめし革・同製品・ 毛皮製造業	○雇用奨励助成	新たに採用した常時雇用者数×30万 円(2年間)		
(17)窯業・土石製品製造 業	新設、移転又は増設の ための投資額が2,500 万円以上のもの			
(18)鉄鋼業				
(19)非鉄金属製造業				
(20)金属製品製造業				
(21)汎用機械器具製造 業				
(22)生産用機械器具製 造業				
(23)業務用機械器具製 造業(武器製造業を除 く。)				
(24)電子部品・デバイ ス・電子回路製造業				
(25)電気機械器具製造 業				
(26)情報通信機械器具 製造業				
(27)輸送用機械器具製 造業				
(28)その他の製造業				
(29)電気業				
(30)ガス業				
(31)熱供給業				
(32)通信業				
(33)放送業				

		(34)情報サービス業 (35)インターネット附随サービス業 (36)映像・音声・文字情報制作業 (37)道路旅客運送業 (38)道路貨物運送業 (39)航空運輸業 (40)倉庫業 (41)運輸に附帯するサービス業 (42)各種商品卸売業 (43)繊維・衣服等卸売業 (44)飲食料品卸売業 (45)建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 (46)機械器具卸売業 (47)その他の卸売業 (48)学術・開発研究機関 (49)専門サービス業(他に分類されないもの) (50)広告業 (51)技術サービス業(他に分類されないもの) (52)宿泊業 (53)洗濯・理容・美容・浴場業 (54)職業紹介・労働者派遣業 (55)その他の事業サービス業 (56)植物工場		
--	--	--	--	--

※(52)に掲げる業種は、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を行う事業所をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る事業の用に供する事業所は除く。

※(53)に掲げる業種は、産業分類による小分類の一般公衆浴場業及びその他の公衆浴場業に係る事業の用に供するものをいう。

※(55)に掲げる業種は、産業分類による小分類の他に分類されない事業サービス業の細分類のコールセンタ

一業に係る事業の用に供するものをいう。

※(56)に掲げる業種は、施設内で、植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、季節に関係なく養液栽培により野菜等の植物を連続的に生産するシステムを有する施設で、次に掲げるいずれかを満たすものをいう。

※用地取得助成の交付については、当該用地の取得に係る契約締結の日から3年以内に当該事業所の操業を開始した者に限る。

※国及び北海道等の補助を受ける場合については、当該事業所に係る投資額、事業費から補助金を除いた額に市の補助率を乗じた額とする。

01229

北海道

富良野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法にもとづく承認地域経済牽引事業計画に基づき取得した固定資産の取得価格が1億円、下記は 5,000 万円を超えるもの		課税免除	固定資産税	3年間
農林漁業及び関連業種(製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業、家具・建具卸売業)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
富良野市企業振興促進条例	S62.12 R2.4 改正	<p><b>【対象企業】</b></p> <p>①事業所(日本標準産業分類に掲げる産業のうち富良野市が指定する以下の対象業種)製造業、情報通信業、倉庫業、卸売業、学術・開発研究機関、宿泊業のうちホテル・旅館、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業など</p> <p>②観光施設(富良野市が指定する以下の対象施設)</p> <p>遊園地及び遊戯施設、テーマパーク、ロケセット施設、動物園、水族館、植物園、美術館、博物館、資料館、スキー場、ゴルフ場、アイススケート場、温泉施設、展望施設、庭園施設、体験施設、その他市長が認める施設、又はこれらの該当施設とともに一体的に利用される複合施設のうち、宿泊施設、小売施設、飲食施設</p> <p><b>【対象施設】</b></p> <p>土地及び建物のうち工場、事務所、店舗、倉庫、福利厚生施設などの事業の用に供すると認められるものをいう</p>	<p><b>【補助金額】</b></p> <p>○新設 固定資産税・都市計画税の合算額の 1/2 相当額を6年間</p> <p>○増設 同3年間</p> <p>○雇用増 1人につき市内在住従業員 24 万円、転入した従業員(単身)30 万円、転入した従業員(家族を有する)36 万円</p> <p>※上限 1 億円</p>

		<p><b>【補助要件】</b></p> <p>(1)固定資産評価額 2,000 万円以上</p> <p>(2)新規増加従業員数 3人以上</p> <p>(但し、都市計画区域内から市が指定する地域に移設する工場等については、従業員の増加を要しない)</p> <p>※補助金の対象となる従業員は、市内居住者に限るものとし、当該市内居住者が2人以上でなければならない。</p>	
--	--	--	--

01452

北海道

鷹栖町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
日本標準産業分類(第13回)に基づく ※建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業(電気・熱供給業(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成9年法律第37号)第2条に規定する新エネルギー利用等に係るものに限る))、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売・小売業、金融業・保険業(銀行業、協同組織金融業、保険業)、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業(宿泊業、飲食店)、生活関連サービス業(洗濯・理容・美容・浴場業(ただし、他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業を除く))、その他生活関連サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉(医療業、社会保険・社会福祉・介護事業)、サービス業(自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業) 新設 2,500	新設 雇用増3 (新エネルギー供給業は雇用増1)	課税 減免・免除	固定資産税 ※土地(取得の日の翌日から1年以内に当該土地に家屋の建設の着手する場合に限る)、家屋、償却資産	○土地 3年間 100/100 ※建設日等により、減免期間が短縮される場合有) ○家屋・償却資産 3年間 100/100 4年度 50/100 5年度 25/100 ※過疎法、企業立地促進法による課税免除を優先(1～3年)
増設 2,500	増設 雇用増1 (新エネルギー供給業は雇用増1)	課税 減免・免除	固定資産税	3又は5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
鷹栖町企業立地推進条例	H4.6	日本標準産業分類(第13回)に基づく ※建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道	○事業場設置助成 投資額の10%

<p>H23.6 改正</p> <p>H26.6 改正</p> <p>H26.12 改正</p> <p>H29.4 改正</p>	<p>業(電気・熱供給業(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成9年法律第 37号)第2条に規定する新エネルギー利用等に係るものに限る))、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売・小売業、金融業・保険業(銀行業、協同組織金融業、保険業)、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業(宿泊業、飲食店)、生活関連サービス業(洗濯・理容・美容・浴場業(ただし、他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業を除く)、その他生活関連サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉(医療業、社会保険・社会福祉・介護事業)、サービス業(自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業)</p> <p>(1)新設 投資額 2,500 万円以上 雇用増 3人以上 ※新エネルギー供給業は、1人以上</p> <p>(2)増設 投資額 2,500 万円以上 雇用増 1人以上</p> <p>※「雇用増」について</p> <p>(1)新設 常用雇用者の人数 (2)増設 当該事業場の増設に伴い、増加する常用雇用者の人数</p> <p>※「常用雇用者」について 雇用期間の定めのない者で、雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入している者</p> <p>※鷹栖工業団地を新規に取得(2,000 m<sup>2</sup>以上)し、投資額と土地取得価格の合計が 2,500 万円以上の場合は、雇用増なしでも土地取得助成制度のみ対象(10%助成:限度額 3,480 万円)</p>	<p>限度額 1,000 万円(本社機能を町内に移転する場合は 2,000 万円)</p> <p>※操業日以後3箇月以内に町外から本社機能を町内に移転し、本社登記を行うこと</p> <p>○緑化助成 工場立地法に規定する緑地助成に要した事業費の 25%</p> <p>限度額 500 万円</p> <p>※工場立地法に規定する特定工場(製造業、電気・ガス・熱供給業)敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上 建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上</p> <p>○環境保全施設助成 合併処理浄化槽の設置に要した事業費の 75%</p> <p>限度額 500 万円</p> <p>○土地取得助成 土地取得価格の 30%を助成。ただし、鷹栖工業団地は 40%(10,000 m<sup>2</sup>以上は 50%)を助成</p> <p>限度額 1億円</p> <p>※敷地面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上で、取得から2年以内に建設を着手するもの。 ※土地の面積が事業場の床面積の合計の3倍を超える場合は、3倍の面積まで(鷹栖工業団地は、5倍まで)</p> <p>○環境配慮型施設整備助成 再生可能エネルギー(太陽光、風力等)を利用することにより、通常の施設と比較して二酸化炭素の排出量を低減させる設備又は設備を備えた施設に要した費用の 25%を助成</p> <p>限度額 500 万円</p>
--	--	---

			<p>○操業費用助成 電気料金、水道料金、下水道料金の50%を3年間助成 限度額 200 万円(単年度) ※鷹栖工業団地と旭川鷹栖インター流通団地に限る</p> <p>○地盤改良工事費用助成 地盤改良工事に要した費用の75%を助成(建物建設条件:床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上) 限度額 1,500 万円 ※鷹栖工業団地に限る</p>
--	--	--	---

01453

北海道

東神楽町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	2,500	課税免除	固定資産税	3年間
増設	1,500			
既存施設取得	1,500			

01454

北海道

当麻町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	5,000	課税免除	固定資産税	3年間
増設	3,000			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
当麻町中小企業経営安定化資金利子補給条例	H18.4	<p>○北海道が定める中小企業総合振興資金融資要領に基づく当麻町中小企業経営安定化資金利子補給条例施行規則で定める資金(指定融資資金)を借入れた町内の中小企業者等であって、次のいずれにも該当する者。</p> <p>①町内に独立した事務所、店舗を有し同一事業を引続き1年以上営んでいる者</p> <p>②当麻町商工会会員である者</p>	<p>○指定融資資金の借入れにより生じる利子の全額を補給する。</p> <p>○利子補給の対象資金は、指定融資資金のうち次に掲げるとおり。</p> <p>(1) 運転資金 1企業者につき 2,000 万円以内</p> <p>(2) 設備資金 1企業者につき 2,000 万円以内</p> <p>(3) 借換資金 既往残高について、上記(1)及び(2)の限度額以内</p>
当麻町商工業振興補助事業	R5.4	<p>当麻町内において商工業を営む個人事業主、企業等及び新規開業者で次のいずれかに該当する者。</p> <p>①当麻町商工会員で町内で営業を行う個人事業主</p> <p>②当麻町商工会員で町内に本社または本店がある法人</p> <p>③当麻町商工会員になることを確約し、継続して5年間事業を行う新規開業者</p>	<p>店舗の新設又はリニューアルする際の工事費用・設備費用の一部を補助する。また、新築する店舗の建設時に町産材を活用する場合の補助も併せて行う。廃業後の店舗併用住宅を店舗または事業所として第三者へ譲渡するために引っ越す方へ奨励金を交付する。</p> <p>①新築・増改築事業 上限は 300 万円とし、200 万円以上の事業費について2分の1の補助。</p> <p>②改修補助事業 店舗の小規模改修 30 面円以上に対し2分の1の補助</p> <p>③新築町産材活用補助</p>

			<p>上限は 100 万円とし、町内で産地証明の発行できる企業から購入する町産材の販売額。※左記の③に該当する者のみが対象</p> <p>④合併処理浄化槽設置整備補助金      上限は 100 万円とし、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額を補助。</p> <p>⑤空き店舗等解体補助金      上限 150 万円とし、空き店舗等を購入・解体して店舗を新築する場合に解体・除却に要する対象経費の2分の1の補助。</p> <p>⑥太陽光発電システム設置補助      店舗または事業所の自家消費に利用する太陽光発電システムの設置に対し一律 10 万円補助</p> <p>⑦機械等導入補助      上限は 75 万円とし、収益の向上や二酸化炭素排出抑制につながる「機械及び装置」「工具器具及び備品」の導入に対し2分の1の補助。</p> <p>⑧店舗併用住宅譲渡奨励金      廃業後の店舗併用住宅を店舗または事務所として第三者へ譲渡するため引っ越す方へ奨励金を一律 100 万円の補助。ただし物件は対象区域内(市街地の一部)にあるものに限る。</p>
--	--	--	---

01455

北海道

比布町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新設	5,000	課税免除	固定資産税	3年間 100/100 4年度 50/100 5年度 30/100
				15
増設	2,000	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
比布町中小企業融資条例	S41.3	(1) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)による事業協同組合及び企業組合 (2) 常時使用する従業員の数が100人以下の会社又は個人 (3) 前各号のいずれかに該当しかつ町内に独立した事業所店舗を有し同一事業を引続き1年以上営むもの (4) 町民又は法人であって町税を完納し、かつ商工会員であること。	○利子補給…補給率年利2.0% (1) 貸付金額 運転資金 1企業につき5,000,000円以内 ただし、町長が特に認めるときは、10,000,000円以内 設備資金 1企業につき10,000,000円以内 ただし、町長が特に認めるときは、15,000,000円以内 (2) 資金使途 運転資金又は設備資金 (3) 貸付期間 運転資金 5,000,000円以内7年以内 5,000,000円超10年以内 設備資金 5,000,000円以内7年以内 5,000,000円超10年以内 (4) 償還方法 割賦償還又は一時償還 (5) 担保及び保証人 原則として担保を必要とするが確実な連帯保証人2名を付することにより担保を免除することができる。 (6) 貸付利率

			本制度による融資を取扱う金融機関の 利率による。
--	--	--	-----------------------------

01456

北海道

愛別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
対象業種:製造業・情報サービス業・ 農林水産物等販売業・旅館業 取得価額:500万円以上 ○製造業・旅館業にあって、資本金 の額等が5,000万円超1億円以下で ある法人が行うものは新設又は増設 に限り1千万円 ○製造業・旅館業にあって、資本金 の額等が1億円超である法人が行う ものは新設又は増設に限り2千万円	0	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
愛別町中小企業融 資条例	S37.3	○独立した事業所を所有し、引き続き 1年以上同一事業を営む者で町税の 滞納をしていない者かつ商工会会員 で次の者(遊興娯楽等不急の業種を 除く。) ①中小企業等協同組合法に規定する 事業協同組合及び企業組合 ②中小企業基本法に規定する会社及 び個人	利子補給 ○1企業につき1,300万円以内を限度とする ①運転資金 60月以内 融資額の利子の3.1%以内 ②設備資金 84月以内 融資額の利子の3.1%以内 融資額の利子 3.1%以内を補助し、借入者の 負担は0.4%を下限とする
愛別町企業振興促 進条例	H26.3	次に掲げるものを新設又は増設し、操 業を開始した者 ①工場施設 投資額が1千万円以上 で、かつ、従業員が3人以上であるも の。(増設にあっては、従業員が1名以 上増加すること。) ②観光事業施設及び特定事業施設	(1) 事業場設置助成 工場施設、観光事業施設、特定事業施 設又はその他の施設(以下「工場施設 等」という。)を新設若しくは増設した場 合に係る費用(土地取得代金を含む)の 100分の10に相当する額(その額が 1,000万円を超えるときは、1,000万円、

		<p>投資額が1千万円以上で、かつ、従業員が2人以上であるもの。(増設にあつては、従業員が1名以上増加すること。)</p> <p>③その他の施設 投資額が 500 万円である施設(設備投資のみも含む。)の新設及び増設で、かつ、従業員が2人以上であるもの。(ただし、増設にあつては、従業員が1名以上増加すること。)</p>	<p>ただし、設備投資のみの場合は、その額が 500 万円を超えるときは、500 万円)</p> <p>(2) 雇用助成</p> <p>工場施設等の新設又は増設に伴い新たな従業員を雇用増した場合</p> <p>新たに採用された町内従業員1人につき初年度 15 万円、初年度に採用された従業員が引き続き雇用されているときは次年度 10 万円を乗じて得た額(その額が 500 万円を超えるときは、500 万円)</p>
--	--	--	---

01457

北海道

上川町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容		
産業振興条例	H8.12	○町長が必要と認める町内企業	○補助金		
	H24.4 改正	新設費 投資額 1 千万円以上	補助率 1/3	限度額 500 万円	
	H31.4 改正	増改築費 投資額 300 万円以上	補助率 1/3		
		機械及び装置の新設又は増改築 投資額 50 万円以上	補助率 1/2		
		改修費 投資額 30 万円以上 300 万円未満	補助率 1/3	限度額 100 万円	
		備品購入費 投資額 30 万円以上 (1 品単価 5 万円以上)	補助率 1/3	限度額 100 万円	
		広報費 投資額 10 万円以上	補助率 1/3	限度額 100 万円	
		開発費 投資額 10 万円以上	補助率 1/3		
		出展料 投資額 10 万円以上	補助率 1/3		
上川町企業誘致条例	H8.12	○町内に工場等の新設する町外企業	補助金		
	H19.12 改正	○工場等	○当該工場等の新設に係る投資額の 10%以内の額 (1,000 万円を限度)		
	H28.10 改正	・物の製造、加工又は修理作業を行う施設 ・宿泊施設、遊園地等観光振興に寄与する施設 ・その他本町の地域振興に寄与すると町長が認める施設 ○工場等の新設のための投資額が3千万円以上でかつ常時雇用される従業員の数が3人以上のもの	特別措置 ○特に必要と認めた者に対し、土地の 幹旋及び道路等の新設又は改良整備 を図る		

01458

北海道

東川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
立地 3,000	5 (地元雇用の割合が概ね20%以上)	課税軽減	固定資産税	<p>① 東川町税条例の規定にかかわらず、事業場取得後、事業開始により初めて固定資産税を賦課される年度から3年度分については固定資産税の税率を100分の0.7とし、その後2年度分については100分の1.05とする。ただし、不均一課税による1年度分の固定資産税額が1,000万円を超える場合は、本来の固定資産税額から1,000万円を控除した額を賦課するものとする。</p> <p>② 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条に基づく計画の承認を受けた場合は、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について、東川町税条例の規定にかかわらず固定資産税を賦課される年度から3年度分については課税免除し、その後2年度分については、固定資産税の税率を100分の1.05とする。ただし、家屋のうち事務所部分並びに償却資産のうち機械及び装置等に対して課する固定資産税については、①の支援内容に準じるものとする。</p>
増設 個人(投資額) 1,000 法人(投資額) 3,000	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	支援の種類と要件	内容
東川町産業振興支援条例	H29.12 改正	起業化 企業等の投資した額が 3,000 万円未満で1人以上の専従者を有し、起業化してから1年以内の場合	投資した額の3分の1以内の額を補助する。ただし、100 万円を上限とする。
		緑化 企業等の立地又は増設の支援の要件を満たす場合	事業場を取得してから支援を受けている期間内において緑化整備のために要した費用の3分の1以内の額を補助する。ただし、100 万円を上限とする。
		資金融通 経営における運転資金(第2条第6号に規定する産業のうち、農業を除く。)、又は建物、土地、及び機械等の取得、並びに研究開発に関する資金の融資を受ける場合	融資に係る保証料及び支払利息の一部を補助する。

01459

北海道

美瑛町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域自立促進特別措置法に基づく製造業・ソフトウェア業・旅館業	2,700	—	課税免除 固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
美瑛町企業振興促進条例	S63.12	○新設 固定資産評価額 3,000 万円以上	事業場設置助成金 ○基準年度から3年間各年度の当該資産に係る固定資産税相当額で次の率を乗じた額 初年度 100/100 次年度 75/100 3年度 50/100
		○増設 固定資産評価額 3,000 万円以上 新規増加従業員 3名以上	
		○取得価格 2,000 万円超 ○取得の翌日から3年以内に操業を開始したもの	土地取得助成金 ○事業場の用に供したと認めるものの取得価格の 25/100 (限度額 1,500 万円)
		(1)工場 新設 5人以上の雇用 増設 固定資産評価額が 500 万以上で 3 人以上の増 (2)ソフトウェアハウス新・増設に伴う雇用が5名以上 (3)試験研究施設 新・増設に伴う雇用が3名以上 (4)その他の施設 新設 5人以上の雇用 増設 固定資産評価額 1,000 万円以上で 3 人以上の増	雇用助成金 ○新たに雇用される者の数に初年度 10 万円(町内居住者 15 万円)次年度 8 万円、3年度7万円を乗じた額 (限度額各年度 1,000 万円)
		○工場立地法に基づく特定工場の届出を要	緑化助成金

		する者	○工場立地法第4条第1号に規定する緑地設置に要したと認められる額の25/100 (限度額 500 万円)
--	--	-----	---

01460

北海道

上富良野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法承認要件による新增設 農林漁業関連業種 5,000 万円超 その他の業種 10,000 万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
上富良野町企業振興措置条例	S59.6	(1) 工場、試験研究施設、 観光事業施設、産業振興施設、 従業員宿舎 ・ 固定資産評価額 2,500 万円以上かつ 雇用増3人以上	<p>利子補給(対象者要件の(2)に該当する場合を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○借入金の 1/2 の額 (5,000 万円を限度)</li> <li>○利子補給率 借入利率(2.5%以内)</li> <li>○期間 5年間</li> </ul>
		(2) 都市計画法の工業地域、準工業地域に設置する工場 ・ 固定資産評価額(土地を除く) 800 万円以上	<p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○固定資産税相当額の 1/2(小規模工場は全額)</li> <li>(課税免除を受けた場合を除く)</li> <li>○増加した従業員1人につき年 15 万円(1,000 万円を限度)</li> <li>○期間 3年間</li> </ul>
		(3) 小規模事業者(従業員 20 人以下)が経営する工場 ・ 固定資産評価額(生産設備に限る) 300 万円以上	<p>協力支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○工場等用地造成</li> <li>○公共性の道路・排水路整備</li> <li>○上下水道敷設整備</li> </ul>

01461

北海道

中富良野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設	1,000	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
中富良野町商工業 総合振興条例	H10.3	○工場等の新設又は増設 ①固定資産並びに用地の取得価格 1,000万円以上 ②常時使用する従業員数 5人以上	融資・利子補給 融資の利息 (1)融資額は1億円を限度 (2)利子補給は、当該年度に支払われる利子に係る元金に対し年利3%以内
中富良野町企業等 振興促進規則	H10.3	○上記に同じ	融資 (1)融資 北海道中小企業振興資金の融資のみ (2)期間 10年以内

01462

北海道

南富良野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設	—	—	—	—

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南富良野町商工業等起業支援条例	H31.4	<p>店舗等の新築及び増改築並びに設備等で、対象事業に要する費用の総額が100万円以上のもの</p> <p>①事業者とその家族及び従業員とその家族全員が町内に居住し、3年以上の事業継続が見込まれること。</p> <p>②南富良野町商工会の会員となること。</p> <p>③町税等の滞納及び遅延がないこと。</p>	<p>起業～新たに商工業等を営む個人又は法人</p> <p>事業に要した費用の2分の1以内、上限200万円</p> <p>事業拡大～既に事業を営む商工業者が日本標準産業分類の中分類で異なる事業を新たに行うもの</p> <p>事業に要した費用の3分の1以内、上限200万円</p>

01463

北海道

占冠村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
占冠村活力あるむらづくり対策条例	H3.3 制定	①別荘新設事業	・当該年度の固定資産税相当額の5%を助成(10年間)
	H4.3 改正	・投資額2千万円以上	
	H19.7 改正	②工場新設事業	(1)常用従業員を30名以上雇用
	H22.12	・投資額500万円以上	・固定資産税免除(5年間)
	改正	・新たに3人以上の常用従業員を雇用	(2)常用従業員を10名以上雇用 ・固定資産税免除(3年間)
			(3)常用従業員を3名以上雇用 ・固定資産税100分の50に相当する額を免除(3年間)
		③余暇利用施設新設事業 投資額5億円以上	・固定資産税相当額の45%を助成(5年間)
		④福利厚生施設整備事業 ・投資額3千万円以上 ・建設、増改築、村外から就業した者の住宅必要	(1)資金の借入れ利子補給2%助成 ・年50万円限度(5年間) (2)固定資産税50%相当額助成 ・一企業100万円限度(5年間) (3)村外採用者の公営住宅入居(6箇月以上) ・住宅使用料の1/3助成(3年間)
	⑤老朽村有施設再生事業 ・老朽村有施設取得 ・目的に沿った管理運営	・当該施設(用地を含む。)の固定資産税納付済額50%助成(5年間)	
	⑥就業奨励事業	(1)工場、医療・福祉施設又は情報通信施設を新設し、新たに村内居住者を雇用 24万円×人数 ・3年間合計額1,500万円限度 (2)工場、医療・福祉施設又は情報通信施設を新設し、新たに村外居住者を雇用 6万円×人数 ・3年間の合計額300万円限度	
	⑦用地取得奨励事業	・工場、医療・福祉施設又は情報通信施設新設 ・用地取得費の100分の50相当額を翌年度に、一企業1回限り、1千万円を限度に助成 ・ただし、用地取得日から3年以内に新設し、営業を開始するものに限る。	
	⑧医療・福祉施設新設事業	(1)医療・福祉施設新設	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資額 500 万円以上</li> <li>・新たに3人以上の常用従業員を雇用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常用従業員 30 名以上雇用</li> <li>・固定資産税免除(5年間)</li> <li>(2)医療・福祉施設新設</li> <li>・常用従業員 10 名以上雇用</li> <li>・固定資産税免除(3年間)</li> <li>(3)医療・福祉施設新設</li> <li>・常用従業員3名以上雇用</li> <li>・固定資産税 100 分の 50 に相当する額を免除(3年間)</li> </ul>
	<p>⑨情報通信施設新設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資額 500 万円以上</li> <li>・新たに3人以上の常用従業員を雇用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)情報通信施設新設</li> <li>・常用従業員 30 名以上雇用</li> <li>・固定資産税免除(5年間)</li> <li>(2)情報通信施設新設</li> <li>・常用従業員 10 名以上雇用</li> <li>・固定資産税免除(3年間)</li> <li>(3)情報通信施設新設</li> <li>・常用従業員3名以上雇用</li> <li>・固定資産税 100 分の 50 に相当する額を免除(3年間)</li> </ul>
	<p>⑩簡易水道料金助成事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)工場、医療・福祉施設又は情報通信施設新設</li> <li>・常用従業員 30 名以上雇用</li> <li>・簡易水道料金 100 分の 50 相当額助成</li> <li>・5年間の合計 1,500 万円を限度</li> <li>(2)工場、医療・福祉施設又は情報通信施設新設</li> <li>・常用従業員 10 名以上雇用</li> <li>・簡易水道料金 100 分の 50 相当額助成</li> <li>・3年間の合計が 900 万円限度</li> <li>(3)工場、医療・福祉施設又は情報通信施設新設</li> <li>・常用従業員3名以上雇用</li> <li>・簡易水道料金 100 分の 25 相当額助成</li> <li>・3年間の合計が 450 万円を限度とする。</li> </ul>
	<p>⑪環境保全推進奨励事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)工場、医療・福祉施設又は情報通信施設新設</li> <li>・村内環境保全緑化事業費用の 100 分の 30 相当額</li> <li>・一企業に対し1回限り、限度 100 万円</li> <li>・営業を開始した日から5年以内</li> <li>(2)工場、医療・福祉施設又は情報通信施設新設</li> <li>・CO2排出削減設備導入費用の 100 分の 50 相当額</li> <li>・一企業に対し1回限り、限度 500 万円</li> <li>・営業を開始した日から5年以内</li> </ul>
	<p>⑫特産品開発事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場新設</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"><li>・地域資源を活用した新商品又は新製品の開発費用の100分の50相当額</li><li>・一企業に対し1回限り、50万円を限度</li></ul>
--	--	--	--

01464

北海道

和寒町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新設	500	—	課税免除	固定資産税	3年間 特認5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
和寒町企業振興促進条例	H1.9	<p>○工場、試験研究施設、観光事業施設、物流事業施設で</p> <p>①新設で投資額 3,000 万円以上 雇用増 5人以上</p> <p>②増設で投資額 1,000 万円以上 雇用増 2人以上</p> <p>③用地取得</p> <p>④公害防止設備</p> <p>⑤工場等周辺環境整備</p> <p>⑥勤労者福利厚生施設整備</p> <p>⑦雇用奨励</p>	<p>補助金 交付額</p> <p>①15/100(限度額 2,400 万円)</p> <p>②15/100(限度額 2,400 万円)</p> <p>③10/100(限度額 460 万円)</p> <p>④30/100(限度額 300 万円、雇用増なくてもよい)</p> <p>(追加事項)</p> <p>環境保全に大きく影響を及ぼすと町長が認めた場合は議会の議決を経て特別措置を行うことができる</p> <p>⑤15/100(限度額 300 万円、雇用増なくてもよい)</p> <p>⑥30/100(限度額 150 万円、雇用増なくてもよい)</p> <p>⑦1人 12 万円で2年間(1年を超えて常時雇用されるものに限る)</p>

01465

北海道

剣淵町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
剣淵町起業化支援 事業補助金	H26.3	①個人・グループ 現在事業を営んでいない者及び現 在営んでいる事業と異なる分野の 事業を始めようとする者(起業後2年 以内に法人化する計画が必要) ②法人 現在営んでいる事業を異なる分野 の事業を始めようとする者	補助金 補助対象経費の 1/2 以内 限度額 300 万円 補助対象経費 ・用地取得費関係 ・工事請負費関係 ・備品購入費関係

01468

北海道

下川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、情報通信技術利用事業、旅館業 新增設 2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
下川町企業立地促進条例	H2.7 H9.9 改正 H10.3 改正 H30.9 改正	○特に必要と認めた企業者 工場 10 人以上、ソフトウェアハウス3人以上、試験研究施設5人以上、下川町における持続可能な開発目標を達成するための町外事業者との連携協定に基づき整備する工場 1 人以上の雇用者の増加がある場合	リース ○操業に必要な土地の取得、造成及び工場等の建設又は既設の建物を工場等に改修し、貸し付ける

01469

北海道

美深町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設、再開始	2,100	課税免除	固定資産税	3年間 特認5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
美深町企業立地促進条例	H1.4	1.物の製造、加工、鉱物の採掘若しくは選鉱の作業を行う工場の新設・増設・再開始 2.ソフトウェアハウス 3.試験研究施設の新増設 上記 1.2.3.で投下資本額が新設で 3,000 万円、増設で 2,000 万円、増加する雇用者の数が新設で3人以上、増設で1人以上の者	補助金 ①工場等設置補助金 1,000 万以上1億円未満 投資額に100分の30を乗じた額(上限 2,500 万) 1億円以上3億円未満 投資額に100分の25を乗じた額(上限 3,000 万) 3億以上 投資額に100分の20を乗じた額(上限1億円)
			補助金 ②工場等建設用地取得補助金 町の指定地区の用地取得に要する経費に100分の10を乗じた額(上限 500 万円)
			補助金 ③環境緑化整備事業費補助金 当該事業に要する経費に100分の10を乗じた額(上限 500 万円)
			補助金 ④雇用奨励補助金 工場立地に伴い新たに採用した雇用者(1年を超えて常時雇用される者)の数に1年につき 20 万を2年間補助

美深町活性化促進 条例	S63.3 制定 H15.4 改正	○個人、法人及び団体が行う次の事業を対象 1.特産品等の研究開発事業 2.まちおこし創出事業 3.住民活動促進事業	○個人、法人及び団体が行う次の事業を対象 1.特産品等の研究開発事業 2.まちおこし創出事業 3.住民活動促進事業
美深町商工業担い 手支援条例	H25.12	美深町で商工業を営む者及び新たに商工業を 経営する者に対し、補助金等の必要な援助 を行う。	経営安定補助金 経営自立補助金 技術実習助成金 技術指導助成金 事業承継奨励金 設備投資補助金 人材育成奨励金 研修調査助成金 チャレンジ事業助成金

01470

北海道

音威子府村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
2,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
音威子府村中小企業振興基本条例	H26.4	○事務所及び事業所を村内に有する中小企業者	補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営基盤強化及び経営革新事業</li> <li>・人材育成事業</li> <li>・商店街活性化事業</li> <li>・災害復旧支援事業</li> <li>・自然エネルギー分野進出事業</li> <li>・建設業新分野進出事業</li> </ul> 上記事業に対しての補助及び融資に係る利子補給

01471

北海道

中川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新設	1,000	課税免除	固定資産税	3年間
増設	500			
	投資額 5,000 万未満 3 5,000 万以上 5			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
中川町企業振興促進条例	S63.6	町長が認定した中小企業者等	<p>投資額が新設で 1,000 万円以上、増設で 500 万円以上かつ新設又は増設に伴い増加する雇用者（日々雇い入れられる者は除く。）の数が投資額 5,000 万円以下の企業については3人以上（地場企業の場合は1人以上）、投資額 5,000 万円以上の企業については5人以上（地場企業の場合は3人以上）のもの。</p> <p>工場等設置費補助 ○当該工場等に係る投資額の 100 分の 50 に相当する額（その額が 3,000 万円を超えるときは、3,000 万円）</p> <p>工場等建設用地取得費補助金 ○当該工場等に係る用地を取得する額の 100 分の 50 に相当する額（その額が 500 万円を超えるときは、500 万円）</p> <p>環境緑化整備事業費補助金 ○工場等の環境緑化整備事業に係る事業費の 100 分の 30 に相当する額（その額が 100 万円を超えるときは、100 万円）</p> <p>雇用促進奨励補助金等 ○工場等の新設又は増設に伴い新たに採用した雇用者（1 年を超えて、常時雇用される者に限る。以下同じ。）の数に、1 年につき 36 万円を3年間補助</p>

01472

北海道

幌加内町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	500	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
幌加内町企業立地 促進条例	H4.4	①対象施設(新增設) 1) 工場 2) ソフトウェアハウス 3) 試験研究施設 4) 鉱業所 5) 観光施設 6) その他の施設 ②投資額 500 万円以上 ③雇用人員 1人増加	補助金 ○工場等の設置に係る投資額の 30% ○土地取得額の 50% ○雇用増となる常用従業員の数に 30 万円を乗じた額 (補助総額 5,000 万円限度)
			利子補給 ○7年間 年利5%以内 (借入限度額1億円)
			便宜供与 ○出資、融資、土地、建物、雇用者の充足、従業員住宅等の斡旋 ○町有普通財産の貸付又は売却 ○用地の造成及び周辺公共施設の整備 ○電力及び水道の確保 ○その他必要な便宜供与

01481

北海道

増毛町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 法第 24 条に該当する事業 500	—	課税免除	固定資産税	3年間
その他の事業 3,700				
増設 法第 24 条に該当する事業 500				
その他の事業 3,700				

01482

北海道

小平町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 1,500	新增設 9	課税免除	固定資産税	3年間
<b>【過疎法関連】</b> (1) 製造業又は旅館業 ・資本金の額等が 5,000 万円以下 500 ・資本金の額等が 5,000 万円以上1 億円以下 1,000 ・資本金の額等が1億円以上 2,000  (2) 情報サービス業又は農林水産物 等販売業 500  ※資本金の額等が5,000万円超であ る法人が行うものにあつては新設又 は増設に限る。	—	課税免除	固定資産税	3年間

01483

北海道

苫前町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,700 万円超	課税免除	固定資産税	5年間 (3年間全額、2年間 1/2 免除)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
苫前町企業等立地促進条例	R2.12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投資額(新增設、再開始) 2,700 万円超</li> <li>○常時雇用従業員が 3 人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○奨励金 新規雇用従業員 1 人あたり 20 万円 但し、交付は 1 回限り 1,000 万円上限</li> <li>○便宜の供与 <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地の斡旋に関する事。</li> <li>・用地又は公共関連施設の整備に関する事。</li> <li>・情報の提供に関する事。</li> <li>・産学連携に関する事。</li> <li>・その他町長が必要と認める事。</li> </ul> </li> </ul>

01484

北海道

羽幌町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	500	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
羽幌町企業振興促進条例	H26.4 (全部改正)	○投資額(新增設) 500万円以上	補助金 投資額の20/100 限度額 1,000万
		○投資額(新增設) 500万円以上で、特に本町の産業振興促進上必要と認める事業場の設置をしようとする事業者	特別助成 (1) 事業場の立地に必要な土地、建物のあつせん及び提供並びに道路水道等公共施設の整備その他設置に当たっての協力 (2) 事業者が都市計画法第8条第1項第1号に定める工業地域又は町長が特に必要と認めた地域の町有地に事業場を新設・増設する場合は、当該町有地を無償で貸し付けることができる。

01485

北海道

初山別村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	500	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
初山別村工業振興 条例	H5.6	○投資額 新增設 500 万円以上	便宜供与 ○産業振興に特に寄与すると認めたと き、村長が適当と認める方法により、特 別援助を行う

01486

北海道

遠別町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
遠別町工業誘致奨励条例	S30.4	○新增設、再建 投下固定資本額 100 万円以上 従業員 10 人以上	奨励金 ○固定資産税相当額(5年以内)

01487

北海道

天塩町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	5,000	増加する雇用者数が5人以上	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
天塩町企業立地 振興条例	S60.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者、家屋貸与者、敷地貸与者それぞれの投下固定資産額の合計が5,000万円以上</li> <li>○増加する雇用者数が5人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地取得価格の25/100以内</li> </ul> </li> <li>○奨励措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・投下固定資産額の合計が5,000万円以上1億円未満 → 奨励金 500万円</li> <li>・投下固定資産額の合計が1億円以上2億円未満 → 奨励金 1,000万円</li> <li>・投下固定資産額の合計が2億円以上 → 奨励金 2,000万円</li> </ul> </li> <li>○特別援助※ <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地に必要な土地、建物(新・増・改築、改修を含む。)の提供</li> <li>・立地条件により、道路、橋梁、用水等公共施設の整備</li> </ul> </li> </ul>

※特別援助について～

町勢の振興発展上特に必要と認めたものに対して、議会の議決を経た場合に限る。

01511

北海道

猿払村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,000	5	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
猿払村企業誘致及び地域企業再生促進条例	H20.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場等の新設又は増設(1回限り)</li> <li>(新製品の製造加工を行なう工場等の新設又は増設の場合はもう1回行える。)</li> <li>投下資本額2,000万円以上</li> <li>常時雇用者5人以上</li> <li>公害発生の恐れがない など</li> </ul>	施設設置等整備奨励金 ○20/100、1,000万円限度
		<ul style="list-style-type: none"> <li>工場等の新設又は増設し事業の操業に伴い、常用雇用者を新規に5人以上雇用</li> </ul>	雇用奨励金 ○一人10万円、100万円限度

01512

北海道

浜頓別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	3,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
浜頓別町企業立地 促進条例	H10.3	○投資額 3,000 万円以上	事業場設置補助金 ①内容 投資額の 10/100 ②限度額 3,000 万円
		○雇用者の増加 ①新設 5人以上 ②増設 2人以上 ③移設 維持又は増加 ○公害を防止する措置が講じられていること	事業振興奨励補助金 ①内容 固定資産税相当額 ②限度額 なし ③期間 5年間
		○町の産業振興上、特に必要と認められるとき	雇用奨励補助金 ①内容 1人につき 10 万円 ②限度額 200 万円 ③期間 3年間
			免除等 ①内容 上下水道料金の全額免除 ②限度額 なし ③期間 5年間
			免除等 内容 ①事業用地の無償若しくは減額による提供 ②道路、橋梁の整備 ③従業員住宅の確保

01513

北海道

中頓別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新設	1,500	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
中頓別町企業立地 促進条例	H2.6	○投資額 新設 1,500 万円以上 ○公害を防止するための適切な措置が 講じられていること	補助金 ○事業振興奨励補助金 ①内容 固定資産税額 ②期間 3年間
		○投資額 3,000 万円以上 ○雇員数の増加 5人以上 ○公害を防止するための適切な措置が 講じられていること	補助金 ○工場等設置費補助金…(ア) ①内容 投資額の 35/100 以内 ②限度額 1億円 (新設に伴う増加雇員数の数が 10 人以上 の場合に適用され、10 人未満の場合 5,000 万円)
			補助金 ○工場等建設用地取得費補助金 ①内容 取得額の 10/100 以内 ②限度額 100 万円 ③(ア)の金額が 3,000 万円以上の場合 は適用されない
			補助金 ○環境緑化整備事業費補助金 ①内容 環境緑化整備事業費の 30/100 以内 ②限度額 200 万円 ③(ア)の金額が 3,000 万円以上の場合 は適用されない
		補助金 ○雇用奨励補助金	

			①内容 常時雇用者1人当たり1年につき12万円 ②期間 2年間 ③(ア)の金額が3,000万円以上の場合は適用されない
		○投資額 新設 3,000万円以上  ○雇用者の増加 5人以上  ○公害を防止するための適切な措置が講じられていること  ○町の振興発展上、特に必要と認めるとき	特別援助 内容 ①工場等の立地に必要な土地、建物の提供 ②道路、橋梁等の新設又は改良整備 ③(ア)の金額が3,000万円以上の場合は適用されない

01514

北海道

枝幸町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
設備の取得又は製作若しくは建設、 建物及びその付属設備にあつては改 修(増築、改築、修繕又は模様替え) のための工事による取得又は建設 ○取得価格 ・製造業又は旅館業 資本金規模に応じ500～2,000万円 以上 ・農林水産物等販売業又は情報サー ビス業等 500万円以上 ※上記対象業種の資本金等の規模 が5,000万円超えの事業者について は、新增設に限る。	—	課税免除	固定資産税	3年間
中小企業者等が適用期間内に先端設備等導入計画の認定を受け、 該当する設備を導入した場合		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の 要件	内 容
枝幸町中小企業等活性化条例  詳しくは枝幸町ホームページをご覧ください ( <a href="https://www.esashi.jp/bid/page.html?id=57">URL:https://www.esashi.jp/bid/page.html?id=57</a> )	H27.1.27	町内に 住所を有 する個人 又は法人 であつ て、次に 掲げる業 種の事業 者、か	○新規創業助成金 町内に住所を有する創業者が新規 に開業する事業により、店舗を新築、 改築、増築、購入及び設備・機械等 を導入したとき、整備費用が400万円 以上であるものに対して助成。 整備費用の2分の1以内とし、業種 別に設定した限度とする。ただし、施 設の新築、改築、増築に係る建築主

		<p>つ、商工 会員又は 会員にな ることを確 約した事 業者。</p> <p>・建設業 ・製造業 ・運輸業 ・卸売業 及び小売 業 ・学術研 究及び専 門・技術 サービス 業 ・宿泊業 及び飲食 サービス 業 ・生活関 連サービ ス業 ・教育及 び学習支 援業 ・医療福 祉のうち 療術業 ・その他 サービス 業</p>	<p>体工事の元請として枝幸町外の業者 が受注する場合は、その整備費用を 4分の1以内とし、設備・機械等に係 る整備費用の2分の1と合わせて、 600万円を上限とする。</p> <p>○新規創業助成金(雇用助成金) 特定創業支援事業の認定を受け、 町内に住所を有する者を1年を超え て正規雇用する場合、雇用の日から 1年を経過した後に助成。 助成の対象となる雇用者の人数に 100万円を乗じて得た額とし、年間 300万円を限度とする。なお助成期間 は3年を限度とする。</p> <p>○経営改善・規模拡大等助成金 次に掲げる経営改善や規模拡大の ため、国の補助事業を活用して採択 された場合に対して、補助残の2分の 1以内を助成。 ・新分野展開 ・事業転換 ・業態転換 ・業務転換 ・革新的な製品又はサービスの開発 ・生産プロセスの改善 ・IoT、AI の活用によるサービスの高 度化 ・ITの導入による生産性の向上 ・先進的省エネルギー設備の導入 ・販路拡大 ・設備・機械等の導入による生産性の 向上 ・事業承継、引継ぎ</p> <p>○創業者受入れ促進助成金 既に枝幸町以外で創業中の中小企 業者等が、新たに枝幸町に移住及び 支店等を進出して創業するために、 施設を新築、改築、購入及び設備・</p>
--	--	---	--

		<p>機械等を導入する場合に、新規創業助成と同様の条件で助成。(※中小企業に限る。)</p> <p>○新卒者正規雇用助成金</p> <p>町内に住所を有する新卒者を1年を超えて正規雇用したとき、雇用の日から1年を経過した後に助成。</p> <p>助成の対象となる雇用者の人数に30万円を乗じて得た額とし、年間300万円を限度とする。また、同一雇用者を継続して雇用した場合は、3年を限度として助成。</p> <p>○雇用者資格取得助成金</p> <p>人材育成・雇用確保を図るため、従業員の資格取得費用を負担したとき、その費用に対して助成。</p> <p>資格取得費用の2分の1以内とし、1資格につき10万円を限度とする。なお、1事業所につき年間3資格を限度とする。</p> <p>《助成対象となる資格》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一級又は二級土木施工管理技士</li> <li>・一級又は二級建築施工管理技士</li> <li>・一級又は二級管工事施工管理技士</li> <li>・一級又は二級電気工事施工管理技士</li> <li>・一級又は二級電気通信工事施工管理技士</li> <li>・一級又は二級造園施工管理技士</li> <li>・一級又は二級建設機械施工管理技士</li> <li>・給水装置工事主任技術者</li> <li>・ドローン操縦士免許</li> <li>・第一種運転免許(大型、中型、大型特殊)</li> <li>・高所作業車運転技能講習</li> <li>・車両系建設機械技能講習</li> <li>・小型移動式クレーン技能講習</li> </ul>
--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉掛け技能講習</li> <li>・フォークリフト運転技能講習</li> </ul>
<p>枝幸町中小企業振興資金貸付条例</p> <p>詳しくは枝幸町ホームページをご覧ください (URL:<a href="https://www.esashi.jp/bid/page.html?id=57">https://www.esashi.jp/bid/page.html?id=57</a>)</p>	H18.3.20	<p>町内に住所を有する個人又は法人であって、金融機関から中小企業振興資金の融資を受けた事業者</p>	<p>○利子・保証料補給金</p> <p>中小企業の育成振興及び経営の合理化を促進し、その経済的地位の向上と事業運営の基礎となる金融の円滑化を図ることを目的に、事業資金借入に係る利子及び保証料を補給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給金</li> </ul> <p>利子補給率(年2パーセント以内)の3分の1以内を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保証料補給金</li> </ul> <p>保証料の全額(1.6%以内)を助成</p>

01516

北海道

豊富町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新設	2,000	3	課税免除	固定資産税	3年間
増設	1,000	1	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
豊富町企業立地促進条例	H9.11	○事業所の新設 ①投資額 2,000 万円以上 ②常時雇用者 3人以上	○事業振興奨励補助金 ①内容 固定資産税相当額 ②期間 3年間(2年間の延長有)
		○事業所の増設 ①投資額 1,000 万円以上 ②常時雇用者 1人以上	○事業場等建設費補助金 新增設費用額の 20/100 以内(2,000 万 上限)
			○土地取得費補助金 新增設の用に供する敷地取得額の 30/100 以内
			○雇用奨励補助金 ①内容 常時雇用者1人当たり1年につき 12 万円 ②期間 2年間
		○事業所の新設 ①投資額 2,000 万円以上 ②常時雇用者 3人以上 ○事業所の増設 ①投資額 1,000 万円以上 ②常時雇用者 1人以上 ○町の振興発展上特に必要と認めたとき	特別援助 内容 ①町有地、町有施設の提供 ②道路、水道、その他施設の整備

01517

北海道

礼文町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
礼文町水産加工及び宿泊施設助成条例	H3.3 H9.3改正 H12.4改正 H22.5改正	○水産加工施設 新設 1,000万円以上 増設 500万円以上 ○宿泊施設 新設 客室数10以上 収容人数20以上 新設 客室数05以上 収容人数10以上	助成金 ○固定資産税相当額の範囲内 (3年間)
礼文町商工業担い手支援事業補助金交付条例	H28.3	○町内に住所を有する者 ○礼文町商工会員資格を有し、礼文町商工会長が推薦する者	○新規起業者支援事業 起業にかかる対象額の1/10以内 限度額100万円
			○事業規模等拡大支援事業 施設の規模拡大・販路拡大・効率改善等にかかる対象額の1/10以内 限度額100万円
			○資格等取得支援事業 経営に必要な資格取得にかかる対象額の1/2以内 限度額5万円

01518

北海道

利尻町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）				
新設	2,700	—	課税免除	固定資産税	5年間
増設	1,500	—	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
利尻町商工業応援 基本条例	H31.4	○投資額 新設 2,700 万円以上 増設 1,500 万円以上 ○再開 再開面積が、当該事業場の3分の1以上 ○公害を防止するための適切な措置が講じられているもの	補助金 ○企業促進事業補助金 ①内容 固定資産税額 ②期間 新設・増設 5年間 再開 5年間 ③助成額 新設・増設 全額 再開 2/3 限度

01519

北海道

利尻富士町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	5,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
利尻富士町商工業 振興条例	R2.4	<p>町内に住所を有し、次の第1号又は第2号のいずれかに該当し、第3号から第5号までのいずれにも該当する者をいう。</p> <p>(1)利尻富士町商工会の会員である既存事業者で、本助成の申請において商工会から推薦を受けた者</p> <p>(2)町内において新たに事業所を設置しようとする新規事業者で、商工会員となることを確約する者</p> <p>(3)公租公課に滞納がない者</p> <p>(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)大2条大6号にきていする暴力団員でない者</p> <p>(5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律大122号)で、風俗営業と規定される業種並びに風俗営業類似の業種でない者</p>	<p>◎対象事業の要件</p> <p>1 地域活性化並びに商工業の振興・発展に資することを目的とした事業であり、かつ客観的に見て事業の継続が見込めること。</p> <p>2 法令に違反しておらず、また、法令に基づく許認可を必要とする場合は、その許認可を受けて行う事業であること。</p> <p>3 工事請負、財産購入等については、原則申請年度中に完了する事業であること。</p> <p>4 新規事業者は、事業完了後おおむね1年以内に商工会の会員となるものであり、起業した会社等業務内容若しくは登記が確認できること。</p> <p>5 助成対象事業を行う場合は、町内の事業所を有する業者へ発注することを原則とすること。ただし、設備・備品等町内に事業所を有する事象者による調達ができないものについてはこの限りでない。</p> <p>《店舗棟整備支援事業》 (事業内容) 既存事業者が地域振興のため行う既存店舗等の改修・設備導入等 (助成基準) ・対象経費の2分の1以内 ・下減額50万円 上限額100万円</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業者1回限り(2回目の申請は 1 回目の交付から5年以上経過したものに限る。)</li> <li>・商工業後継者が事業継承し本事業を申請する場合は上限を150万円とする。</li> </ul> <p>《新規事業者支援事業》</p> <p>(事業内容)</p> <p>新規事業者が地域振興のため起業する事業で、開業に伴う建物改修・設備導入等</p> <p>(助成基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費の2分の1以内</li> <li>・下減額50万円 上限額100万円</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業者1回限り(2回目の申請は 1 回目の交付から5年以上経過したものに限る。)</li> </ul> <p>《新商品開発支援事業》</p> <p>(事業内容)</p> <p>商工業者が地域振興のため行う特産品等新商品開発に要する経費</p> <p>(助成基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費の2分の1以内</li> <li>・上限50万円</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業者1階限り(2回目の申請は1回目の交付から3年以上経過したものに限る。)</li> </ul> <p>《資格等取得支援事業》</p> <p>(事業内容)</p> <p>商工業者が人材育成のため町内外で行う経営者及び従業員の資格取得及び研修等に関する経費</p> <p>(助成基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費の2分の1以内</li> <li>・上限10万円</li> <li>・1事業者1回限り</li> </ul> <p>※店舗棟整備支援事業及び新規事業者支援事業について、町内に事業所を有しない事業者が施工等を行う場合は、女性の率、下減額及び上限額について助成基準の2分の1とする。</p>
利尻富士町中小企業融資条例	S36.8	(1)中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)による事業協同組合及び企	(1)貸付金額 運転資金 1企業者につき500万円以

		<p>業組合</p> <p>(2)通常使用する従業員の数が10人以下の会社又は個人</p> <p>(3)前各号の一に該当しかつ町内の独立した事業所又は店舗を有し、同一事業を引き続き1年以上営むもの。ただし遊郭娯楽関係等の不急業種を除く。</p> <p>(4)徴税を完納しているもの</p>	<p>内</p> <p>設備資金 1企業者につき1,000万円以内</p> <p>(2)貸付期間          運転資金 3年以内          設備資金 7年以内</p> <p>(3)保証人          徳熱な場合を除く、法人にあつては代表者若しくは実質的な経営権を持っている者とし、個人の場合は連帯保証人は徴求しない。</p> <p>(4)貸付利率          この条例により融資を取扱う金融機関の利率による。</p>
--	--	--	---

01520

北海道

幌延町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<p>●対象資産:家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地</p> <p>※土地にあつては、取得後1年以内に家屋建設の着工が必要。</p> <p>●対象地区:幌延町全域</p> <p>●対象業種・資本金額・設備投資額</p> <p>製造業、旅館業(下宿業除く)</p> <p>資本金5,000万円以下(個人含)</p> <p>設備投資額500万円以上</p> <p>資本金5,000万円超、1億円以下</p> <p>設備投資額1,000万円以上</p> <p>資本金1億円超</p> <p>設備投資額2,000万円以上</p> <p>農林水産物等販売業、情報サービス業等</p> <p>資本金5,000万円以下(個人含)</p> <p>設備投資額500万円以上</p> <p>資本金5,000万円超、1億円以下</p> <p>設備投資額500万円以上</p> <p>資本金1億円超</p> <p>設備投資額500万円以上</p> <p>※資本金等の規模が5,000万円超の事業者については、新增設に係る取得等に限る</p> <p>※対象業種に応じた設備投資額等の要件は規則において制定</p>	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
幌延町商工業等振興 促進条例	H28.5.30 制定  R2.3.12 改正	(1) 町内で、事業を営む個人、法人、その他町長が認める者 (2) 幌延町が課税する住民税の課税対象となる者 (3) 幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者 (4) 町税等の滞納がない者 (5) 事業費(消費税を除く)が 200 万円以上であること (6) 補助金を交付する年度内に事業が完了すること (7) 建築基準法その他関係法令に違反がないこと (8) 必要な資格等を有する者が施工すること (9) 交付申請にあたり、幌延町商工会の認定を受けていること	商工業活動の促進、消費者の利便性向上や従業員の確保を支援するための補助制度 補助の対象となる事業 (1) 営業上必要となる施設の新築、改修、取得及び設備備品の取得 ●工事施工等 <u>町内業者</u> 補助率 50%以内 補助金上限 1,000 万円 <u>町外業者</u> 補助率 40%以内 補助金上限 800 万円  (2) 従業員を確保するための社宅、宿舎、寮などの改修 ●工事施工等 <u>町内業者</u> 補助率 30%以内 補助金上限 200 万円 <u>町外業者</u> 補助率 25%以内 補助金上限 160 万円  ※設備備品の取得に係る補助対象経費の上限額は、申請事業費の 20%以内となる。
幌延町商工業経営力 強化実装支援事業	R4.4.1 制定	(1) 幌延町内で事業を営む個人又は法人 (2) 創業、第二創業及び新事業展開については、当年度に事業開始する個人又は法人 (3) 幌延町が課税する住民税の課税対象となる者 (4) 幌延町商工会の会員又は会員登録を予定する者 (5) 創業、第二創業及び新事業展開については、補助事業が完了した年度から最低 3 年間は事業を継続することとし、その間幌延町商工会による経営指導を受け	町内商工業者の持続的発展を促進するため、経営改善や競争力強化等に必要な機械設備を導入する事業者に対して、その費用の一部を補助する制度 補助対象経費 事業の用に供する機械、装置、車両、運搬具、工具、器具及び備品 (所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 6 条第 3 号、第 6 号及び第 7 号に規定する機械設備等) ※1 機械設備等の購入費(消費税を除く)が 30 万円以上であること ※中古取得について 「耐用年数が 2 年以上」、「メーカー等の有資格

		ること (6)町税等の滞納がないこと	者から取得する」等が条件 補助金の額 補助対象経費の50% 限度額 (1)創業、第二創業、新事業展開 500万円 (2)既存商工会員(未登録町内事業者) 200万円 ※補助金の申請については、限度額を上限に複数回可能
幌延町商工業人材育成支援事業	H29.10.1 制定 R4.4.1 改正	(1)幌延町内で事業を営む個人又は法人 (2)幌延町が課税する住民税の課税対象となる者 (3)幌延商工会の会員又は会員登録を予定する者 (4)町税等の滞納がない者	町内商工業者の持続的発展と人材育成の促進を図るため、従業員の資格又は免許取得のために研修等を受講させる事業者に対して、その費用の一部を補助 補助対象経費 補助対象者が雇用する満65歳以下の従業員に係る次の経費 (1)業務に関係する資格取得のための受験料又は受講料(テキスト代を含む) (2)(1)に係る旅費 ※1日あたり2,300円まで最大20日分を限度 ※本事業の対象外経費 (1)補助対象経費が50,000円に満たないもの (2)国、道又は町等から同様の補助や助成等を受けるもの (3)飲食費、消耗品費及び通信運搬費 (4)消費税額及び地方消費税額に相当する費用 (5)接遇やマナー講習等、社会人として基礎的なスキルを習得するもの (6)一般的な趣味や教養に関するもの等、補助対象者が行う業務との関連が認められないもの (7)普通自動車第一種免許、普通自動車二輪車免許、原動機付自転車免許 補助金の額 補助対象経費の50% 限度額:20万円 ※補助金の申請については、限度額を上限に複数回可能

<p>幌延町商工業雇用促進事業</p>	<p>H29.10.1 制定 R4.4.1 改正</p>	<p>(1) 幌延町内で事業を営む個人又は法人 (2) 幌延町が課税する住民税の課税対象者となる者 (3) 幌延商工会の会員又は会員登録を予定する者 (4) 町税等の滞納がないこと</p>	<p>町内商工業者の振興と地域の雇用促進を図るため、新たな従業員を雇い入れた事業者に対して、その費用の一部を補助 補助対象事業・補助金額</p> <p>●雇用促進相当分 初年度 新たな労働者として、雇用日において年齢が満 65 歳以下の者を雇用し、その対象労働者の雇用日前 1 年間の総常用労働者数に対し、新規に雇用した日の総常用労働者数が同数以上となっており、対象労働者が事業主の 2 親等以内の親族でないこと 補助金額:30 万円</p> <p>翌年度 雇用促進相当分(初年度)の交付の決定を受けた者で、対象労働者を引き続き雇用又は対象労働者が退職した場合であっても、新たな常用労働者を雇用し、基準日と同数以上の総常用労働者がいること 補助金額:30 万円</p>
			<p>●移住支援相当分 雇用促進相当分(初年度)の対象労働者が、当該雇用にあたって本町に転入し、かつ、補助金交付申請日以前に本町の住民基本台帳に記録された者であること。 補助金額:10 万円</p>
<p>幌延町商工業事業承継支援事業奨励金</p>	<p>R4.4.1 制定</p>	<p>●奨励金交付対象者 (1) 町内に在住する 20 歳以上の者で、商工業経営を承継する者 (2) 個人の承継については、親族内承継及び親族外承継する者</p>	<p>町内商工業者の持続的発展を促進するため、町内の事業者から経営を引き継ぎ、新たに事業経営する者に対して、奨励金を交付 奨励金の額:100 万円</p>

		<p>(3) 法人の承継については、役員・従業員承継、親族内承継、親族外承継する者</p> <p>(4) 幌延町が課税する住民税の課税対象となる者</p> <p>(5) 幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者</p> <p>(6) 町税等の滞納がないこと</p> <p>※上記を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は交付対象から除く</p> <p>(1) 町税等を滞納している者</p> <p>(2) フランチャイズ経営と認められる事業</p> <p>(3) 公序良俗に反する恐れのある者</p> <p>(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>(5) 合併・買収(M&amp;A)により第三者に事業承継する者</p> <p>(6) 政治・経済・宗教上の組織又は団体</p> <p>(7) その他、地域の風紀を著しく害する事業</p> <p>●奨励金交付要件</p> <p>(1) 譲渡人は、事業承継時において、町内に5年以上続けて店舗又は事業所を有する者、又は町内に5年以上続けて店舗又は事業所を有していた実績があり、廃業から1年以内の者</p>	<p>※奨励金の交付は、同一人につき1回限り</p>
		<p>(2) 譲受人は、本奨励金の申請時において、町内に住所を有する者</p> <p>(3) 承継後5年以上継続して事業を営もうとする者</p> <p>(4) 原則として週5日以上営業すること</p>	

		<p>(5) 譲受人が個人の場合、開業日までに町に開業届を提出していること</p> <p>(6) 譲受人が法人の場合、開業日までに法人設立届出書を提出していること</p> <p>(7) 譲受人は、事業に必要とされる許認可を取得していること</p> <p>(8) 奨励金交付後 5 年以内に廃業となった場合、廃業日に応じ、当該奨励金を返還することに同意すること</p>	
幌延町企業立地促進奨励金	R4.9.30 制定	<p>●奨励金交付対象者</p> <p>(1) 条例に基づく課税免除その他固定資産税の減免措置（減免措置に相当する場合を含む。）を受ける者</p> <p>(2) 政治団体若しくは宗教団体の活動又は政治的若しくは宗教的な普及活動と認められる者</p> <p>(3) 個人又は法人の役員及び職員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者</p> <p>(4) 公租公課の滞納がある者</p> <p>(5) その他町長が適当でないとして認めた者</p>	<p>幌延町内への企業立地に伴う事業所等の新設を奨励するため奨励金を交付し、本町産業の振興を図る</p> <p>奨励金の額：100万円</p> <p>●事業用固定資産の取得価額の総額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）が500万円を超える場合であって、本町の振興に資すると認めるとき、当該事業用固定資産に対し課税された固定資産税額の範囲内で定める額（100万円を限度）</p> <p>奨励金を交付する期間は、事業開始後町が事業用固定資産に係る固定資産税を課す最初の年度から3か年度</p>